

第1 任免及び人数に関する状況

1 職員の採用の状況(令和6年度)

令和6年度の採用者はありません。

2 暫定再任用職員の採用の状況(令和6年度) (単位:人)

区 分	常時勤務	短時間 勤 務	合 計
一 般 職	1	0	1
事 務 職	0	0	0
技 術 職	1	0	1

備考(1) 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条、第6条第1項若しくは第2項、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

(2) 再任用の期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

3 退職の状況(令和6年度)

令和6年度の退職者はありません。

4 職員数の状況

(1) 職員数(一般行政職)

令和6年4月1日現在	令和7年4月1日現在
8人(1人)	9人(1人)

備考 ()内は暫定再任用常時勤務職員であり、外書きである。

(2) 一般行政職級別職員数(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職	職員数(人)	構成比(%)	前年構成比(%)
1級	技師	2	22.2	12.5
2級	主査	0	0.0	12.5
3級	主任	3	33.4	25.0
4級	係長	1	11.1	12.5
5級	次長	1	11.1	25.0
6級	主幹	1	11.1	0.0
7級	参事	1	11.1	12.5
計		9	100	100

備考 暫定再任用常時勤務職員は除く。

第2 人事評価の状況

1 人事評価の状況

評価の回数	1回
評価の時期	3月
評価の対象職員	8人

第3 給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況

区 分	歳出額 A	実質収支額	人件費 B	人件費率 B/A	備 考
令和6年度	千円 542,015	千円 28,002	千円 76,977	% 14.20	
令和5年度	千円 499,953	千円 30,126	千円 72,707	% 14.54	

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 8	千円 31,960	千円 5,001	千円 13,517	千円 50,478	千円 6,310

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数で、暫定再任用常時勤務職員を除く。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北上地区広域行政組合	39.3 歳	320,922 円	364,196 円

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		北上地区広域行政組合	国
一般行政職	大学卒	221,600 円	(総合職) 230,000 円 (一般職) 220,000 円
	高校卒	189,300 円	188,000 円

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

① 1人当たりの平均支給額

令和6年度支給額	1,690 千円
----------	----------

② 令和6年度支給割合

区 分	北上地区広域行政組合	国
期末手当	2.50 月分 (1.40) 月分	2.50 月分 (1.40) 月分
勤勉手当	2.10 月分 (1.00) 月分	2.10 月分 (1.00) 月分

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

③ 加算措置の状況

職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

区分		北上地区広域行政組合		国	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		-	2～45%加算	-	2～45%加算

(3) 特殊勤務手当

①職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	62.5 %
②支給職員1人当たりの平均支給年額(令和6年度決算)	96,000 円

(4) 時間外勤務手当

区 分	支 給 総 額	支給職員一人当たりの支給年額
令和6年度	301 千円	50 千円

(5) その他の手当(令和7年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	① 配偶者 3,000 円 ② 父母等 6,500 円 ③ 子 11,500 円 16～22歳の子 5,000円加算	同じ		1,158 千円	289,500 円
住居手当	①貸家・貸間 支給限度額 27,000 円	異なる	①限度額 28,000 円	456 千円	228,000 円
通勤手当	①交通機関(電車・バス等) の利用者 支給限度額 150,000 円 ②交通用具(自動車等) 利用者 (通勤距離2km以上の場合) 距離に応じ2,300円～24,500円	異なる	②支給額 2,000 円～ 31,600 円	670 千円	83,700 円
管理職手当	参事(事務局長) 62,300 円 主幹 37,100 円	異なる	職務の級等に応じて 46,300 円～ 139,300 円	1,193 千円	596,400 円
休日勤務手当	「勤務1時間当たりの給与額× 135/100」の額を支給	異なる	勤務1時間当たり の給与額の算出 方法が異なる	120 千円	29,944 円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 19,800 円 ②その他の世帯主 11,400 円 ③その他 8,200 円	同じ		624 千円	78,000 円

4 特別職の報酬等の状況

区 分	報 酬 年 額
管理者	53,000 円
副管理者	44,000 円
議長	37,000 円
副議長	34,000 円
議員	32,000 円

第4 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	就業	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から午後1時

2 年次休暇の状況(令和6年度)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均取得日数
291 日	162.04 日	8 人	20.26 日

備考(1)「総付与日数」は、当該年度の初日において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。

(2)「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

(3)「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 病気休暇及び介護休暇の状況(令和6年度)

区 分			規 則	延べ人数(人)
病 気 休 暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病		第12条第1号	0
	結核性疾患		第12条第2号	0
	上記以外の負傷又は疾病	3月以内	第12条第3号	0
		6月以内		0
介 護 休 暇			第20条	0

備考(1) 条例: 北上地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び有給休暇に関する条例(昭和63年条例第12号)第2条により北上市職員の例による

(2) 規則: 北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則(平成7年北上市規則第10号)

4 育児休業等の取得状況

区 分		(人)		
		男性職員	女性職員	合 計
令和6年度中に新たに育児休業を取得した職員		0	0	0
令和5年度から引き続き育児休業を取得している職員		0	0	0
令和6年度中に新たに部分休業を取得した職員		0	0	0
令和5年度から引き続き部分休業を取得している職員		0	0	0
令和6年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員		0	0	0
令和5年度から引き続き育児短時間勤務を取得している職員		0	0	0

5 特別休暇の導入状況(令和7年4月1日現在)

区 分		規則第13条	休暇の期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合		第1号	必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合		第2号	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合(法令又は管理者の定めるところによる場合に限る)		第3号	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合		第4号	必要と認められる期間
自 ら の 発 見 的 に 行 う る 活 動 に 関 与 す る 者 に 対 し て の 支 援 活 動	相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	第5号 (ア)	1年度において5日以内
	障害者支援施設、特別養護老人ホーム等での管理者が定める活動	第5号 (イ)	
	(ア)及び(イ)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	第5号 (ウ)	
	結婚する場合	第6号	週休日、休日を除く連続する7日以内

不妊治療に係る通院等をした場合	第7号	1年度において5日以内（体外受精その他管理者が定めるものである場合は10日）
妊娠に起因する障害（病気休暇に該当する場合を除く）	第8号	10日以内
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子健康法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受け、場合	第9号	必要と認める期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第10号	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第11号	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内
8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員の場合	第12号	出産の日まで
出産した場合	第13号	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
生後1年6月に達しない子の保育をする場合	第14号	1日2回それぞれ1時間
中学校卒業までの子、配偶者、父母、配偶者の父母、その他管理者が定める者の看護、子の行事参加及び感染症に伴う学級閉鎖等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第15号	1年度において5日以内（子が2人以上のときは10日、3人以上のときは12日）
職員の保護する介助の必要な小学3年生までの者が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合	第16号	必要と認められる期間
要介護者の介護等をする場合	第17号	1年度において5日以内（要介護者2人以上のときは10日）
生理日の就業が著しく困難な場合	第18号	2日以内
職員の妻が出産する場合	第19号	病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまで、3日以内
職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から出産の日後8週間の期間において、当該出産に係る子又は小学3年生までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、育児参加をする場合	第20号	5日以内
職員の親族が死亡した場合	第21号	親族により 1日～10日以内
配偶者、父母又は子の追悼のための特別の行事の場合	第22号	1日以内
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第23号	1年度の6月から9月までの5日以内
勤続期間が25年に達する職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図る場合	第24号	翌2年度内で、週休日、休日を除く連続する5日以内
災害により職員の現住居が滅失又は損壊し、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	第25号	7日以内
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	第26号	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	第27号	必要と認められる期間
あらかじめ管理者が承認する場合	第28号	管理者が承認した期間

備考（1）条例：北上地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び有給休暇に関する条例（昭和63年条例第12号）第2条により北上市職員の例による

（2）規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）

第5 分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(令和6年度)

(単位: 件)

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
(1)勤務実績がよくない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
(2)心身故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	0	0
(3)職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
(4)職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
(5)刑事事件により起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0
合 計 (1)～(5)		0	0	0	0

2 懲戒処分の状況(令和6年度)

(単位: 件)

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

第6 サービスの状況

1 職務専念義務免除の状況(令和6年度)

免 除 事 由	条例・規則	のべ免除件数
研修を受ける場合	条例第2条第1号	0
厚生に関する計画の実施に参加する場合	条例第2条第2号	0
規則で定める場合(条例第2条第3号)	規則第2条第1号	0
職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職務を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第2号	0
行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職務を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第3号	0
国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受け臨時に講演、講義等を行う場合	規則第2条第4号	0
職務に関連ある試験等を受ける場合	規則第2条第5号	0
地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項又は第2項の規定による審査請求をし、地方公務員災害補償基金審査会又は地方公務員災害補償基金支部審査会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第6号	0
地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第7号	0
地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する審査請求をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第8号	0
上記以外、任命権者が特に必要と認める場合	規則第2条第8号	0
合 計		0

備考 (1) 根拠: 北上地区広域行政組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和63年条例第15号)第2条により北上市職員の例による

(2) 条例: 北上市職員の職務に専念する義務の特例条例(平成3年北上市条例第26号)

(3) 規則: 北上市職員の職務に専念する義務の特例規則(平成3年北上市規則第24号)

2 営利企業等の従事許可の状況(令和4年度)

区 分	申 請 件 数	許 可 件 数
営利企業等の従事許可申請	* 0	0

第7 退職管理の状況

1 再就職の状況

該当者はありません。

第8 研修の状況

1 研修の状況(令和6年度)

研修名称	研修内容	研修対象者	修了者数
一般職員研修基礎Ⅲ (市町村研修協議会)	地公法、服务等	採用後8年以上の 職員	2
財務事務研修 (市町村研修協議会)	財務事務	担当職員	1

第9 福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況(令和6年度)

区 分	内 容	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
職員の保健に関すること	胃部検診	4	3	75%
	生活習慣病予防健診	8	8	100%
	胸部検診	8	8	100%
	大腸がん検診	4	4	100%
	B・C型肝炎検診	0	0	0%
	前立腺がん検診	0	0	0%
	VDT検診	0	0	0%
	乳がん検診	1	1	100%
	子宮がん検診	1	1	100%
	人間ドッグ	0	0	0%
	口腔検診	0	0	0%

備考 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。
労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づく職員の健康診断の状況である。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害(令和6年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況である((2)いて同じ。))。

(2) 通勤災害(令和6年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度末係属件数	令和6年度中の新規要求件数	令和6年度末係属件数
0 件	0 件	0 件

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

令和5年度末係属件数	令和6年度中の新規要求件数	令和6年度末係属件数
0 件	0 件	0 件